

随意契約（相手方指定）調書

件名	修繕契約（清里高原ロッジ・少年自然の家 プレハブ冷凍庫冷却システム交換修繕）	No.5200551
工（納）期	令和7年7月18日	
契約締結日	令和7年6月10日	
契約金額	1,406,900円（消費税込み）	

契約相手方	サンリエモア株式会社 (法人番号：1090001003100)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件 名	修繕契約(清里高原ロッジ・少年自然の家 プレハブ冷凍庫冷却システム交換修繕)
指名業者 (案)	名 称 サンリエモア株式会社 所在地 山梨県中巨摩郡庄和町西条5205 代表者 代表取締役 武内 博
特命理由	本件は、清里高原ロッジ・少年自然の家に設置しているプレハブ冷凍庫について、冷却システムの交換修繕を行うものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 当該冷凍庫は、清里高原ロッジ・少年自然の家の宿泊者に提供する食事で使う食材を保存するために使用している。令和7年5月20日に冷凍庫の冷却機器からガス漏れが生じたことで冷却機能が停止し、当該施設の厨房機器の点検業務を受託している上記業者が対応を行ったものの、老朽化により内部機器の交換が必要である旨の指摘を受けた。 ② 当該冷凍庫が使用できない場合は宿泊客に食事を提供することが困難となり、施設の運営・サービスに甚大な影響が生じることから、緊急性が高く、早急に対応する必要がある。 ③ 上記業者は、例年当該施設の厨房機器の点検を行っており、現場の状況や当該冷凍庫について十分に熟知している。また、他社が修繕を行った場合、不具合等が発生した際の責任の所在が不明確になる恐れがある。さらに、故障箇所等を再調査することなく、施設の夏季繁忙時まで迅速に当該修繕が行えるのは、上記業者のみである。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)